

公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託に係る プロポーザル募集要項

令和7年度以降の公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託(以下、両業務という)について、両業務の効率化を図りつつ、民間事業者の専門的なノウハウを活かした清掃を行い、昨今の社会情勢を踏まえた市民サービスの向上に資することを目的として、両業務を同一事業者(1事業者)に委託するため、プロポーザルを実施する。

なお、応募に当たっては両業務について提案を行うものとし、どちらか一方の業務のみに係る提案は不可とする。

1 業務委託名

公園便所清掃業務委託 (所管課：公園維持課、清掃箇所数：161か所)

公衆便所清掃業務委託 (所管課：業務課、清掃箇所数：8か所)

2 事業目的

生活環境の保全や公衆衛生の向上の観点から設置している公衆便所(8か所)と、市内の公園等に設置されている公園便所(161か所)について、より質の高い清掃やその他の美観向上に向けた取組を行うことにより、清潔を保持し、市民の快適な利用に資するものである。

3 委託業務内容

「公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託共通仕様書」、「公園便所清掃業務委託特記仕様書」及び「公衆便所清掃業務委託特記仕様書」(以下、仕様書という)のとおり

4 事業期間及び契約期間

本件の事業期間は令和7年度から令和9年度の3年間であり、契約については単年度ごとに行うものとする。

令和7年度契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、本件に係る令和7年度予算が本市議会において承認された場合に限り、予算の範囲内において実施するものとする。

また、令和8年度及び令和9年度については、特段の事情がない限り、令和7年度と同一条件による契約を行うこととする。

年度	契約期間
令和7年度	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
令和8年度	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
令和9年度	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

5 提案上限額(単年度)

(消費税及び地方消費税を含む)

年度	公園便所清掃業務委託	公衆便所清掃業務委託	合計
令和7年度	64,876,900円	5,658,400円	70,535,300円
令和8年度	68,589,400円	6,743,000円	75,332,400円
令和9年度	70,638,700円	7,018,000円	77,656,700円

なお、トイレトーパーの費用については、令和7年度は委託者で、令和8年度及び令和9年度は、受託者で負担するものとする。(詳細については仕様書を参照)

6 参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 仕様書等に記載する全ての業務を円滑に執行できる能力を持つ者であること。
- (2) 尼崎市契約規則(昭和41年尼崎市規則9第)第4条に定める競争入札参加有資格者名簿(令和6年度)に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 尼崎市指名停止基準に基づき、指名の停止を受け、その停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員(同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(同条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。)に該当しないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (9) 本業務を一括再委託しない事業者であること(ただし、業務の一部についてあらかじめ本市の承認を得たときはこの限りではない。)

7 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると尼崎市が判断した場合は失格とする。なお、事業候補者決定後に、その事実が判明した場合においても、失格とする。ただし、尼崎市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 参加資格を欠いていることが判明した場合

- (5) 見積額が提案上限額を超過している場合
- ア 公園便所清掃業務委託の見積額が、当該業務の提案上限額を超過している場合
 - イ 公衆便所清掃業務委託の見積額が、当該業務の提案上限額を超過している場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと、尼崎市が判断した場合

8 スケジュール

以下のスケジュールに沿ってプロポーザル方式により事業者の選定手続きを行う。

項目	日程
募集要項の公表	令和6年12月9日(月)～
質問票の提出期間 (様式2号)	令和6年12月9日(月)～令和6年12月19日(木)
質問票の回答	令和7年1月8日(水)(予定)
参加申込書の提出 (様式1号)	令和6年12月9日(月)～ 令和7年1月16日(木)午後5時30分必着
企画提案書等の提出 (様式3号)	令和6年12月9日(月)～ 令和7年1月23日(木)午後5時30分必着
企画提案内容説明 (プレゼンテーション)	令和7年2月初旬頃(予定)：日程については、決定次第 別途通知する
審査結果の通知	令和7年2月中旬頃(予定)
委託契約の締結	令和7年4月1日(火)

9 質問受付及び回答

本件に関する質問は、質問票(様式2号)に記載し、電子メールにて送付し、併せて電話連絡を行うこと。その際、件名は「プロポーザル質問 ○○○(法人名)」とすること。

(1) 提出期限

令和6年12月9日(月)から令和6年12月19日(木)まで

午前9時から午後5時30分まで

(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く)

(2) 回答

質問に対する回答は質問内容にあわせて、質問者情報をふせて令和7年1月8日(水)(予定)に市内ホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて公表する。

10 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託に係るプロポーザル参加申込書(様式1号)
- イ 会社概要(任意様式)
貴社(本社・支社)の経歴、事業概要について簡潔に記載すること(パンフレット等の会社概要で代用することも可とする。)
- ウ 業務実施体制を示す書面(任意様式)
当該業務を受託した場合の業務実施体制、当該業務を担当する者(統括責任者、進行管理者、担当者等)に関する氏名、及び主な経歴及び業務の分担内容について記載すること。
- エ 業務実績を示す書面(任意様式)
現在、行っている業務や既に完了した業務について、元請、下請での実績を記載すること。
- オ 登記事項証明書
発行後3か月以内のものであること。
- カ 国税、都道府県税、市町村税それぞれの納税証明書
発行後6か月以内のものであること。

(2) 提出期限

令和7年1月16日(木)午後5時30分まで
午前9時から午後5時30分まで
(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く)

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

尼崎市都市整備局土木部公園維持課(本庁北館6階)へ持参

11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託に係るプロポーザル企画提案書(様式3号)
- イ 公園便所清掃業務委託見積書及び内訳書、公衆便所清掃業務委託見積書及び内訳書
 - ・公園便所清掃業務委託見積書と公衆便所清掃業務委託見積書の各見積書について、各仕様書に基づく令和7年度～令和9年度の3か年度それぞれの金額と内訳が分かるよう記載すること。
 - ・各年度、各業務の提案上限額は「5 提案上限額(単年度)」を参照すること。
 - ・様式は任意とするが、宛名は「尼崎市長」とし、各見積書の見積金額には消費税相当額を含む総額と消費税相当額をそれぞれ記載すること。

ウ 企画提案書(任意様式)

募集要項(特に、12 審査 (2) カ 採点基準)及び仕様書を確認のうえ、公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託の業務実施方針やアピールポイントを明記したもの。

なお、企画提案書はA4サイズを原則とし、ページ数は制限しないが、プレゼンテーションの時間内に説明可能な枚数とすること。

(2) 提出期限

令和7年1月23日(木)

- ・郵送の場合は午後5時30分必着
- ・持参する場合は、午前9時から午後5時30分まで(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く)

(3) 提出部数

紙資料1部とデータでの提出

(4) 提出方法

- ・紙資料は尼崎市都市整備局土木部公園維持課(本庁北館6階)へ持参または郵送(郵送の場合も提出期限までの必着とする。)
- ・データは「16 問い合わせ及び書類等提出先」に記載のE-mailアドレス宛に送信するか、電子記録媒体を持参すること。
(メールの場合、必ず電話にて到達確認を行うこと。なお、本市が受信可能なデータ容量は10MB程度)

1.2 審査

(1) 審査方法等

ア 別途設置する、公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託事業者選定会議(以下、選定会議という。)において、2業務における企画提案書等応募書類及び企画提案内容の説明(プレゼンテーション)、質疑応答の内容を総合的に評価し1者の受託候補者を選定する。

イ 応募者が1者のみであった場合でも、公募は成立するものとし、審査を実施する。

ウ プレゼンテーション実施後、本市が必要と認めるときは、企画提案内容についての説明や資料の提出を求める場合がある。

エ 審査経過については公表しないとともに、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施予定日

令和7年1月下旬頃

なお、日程及び集合時間については別途、通知する。

イ 場所

日程及び集合時間に併せて別途、通知する。

ウ 参加人数

1事業者につき2名までとし、本件に直接携わる予定の者を含むこと。

エ 説明方法

事業者ごとに提案内容について20分程度でのプレゼンテーションとし、10分程度の質疑応答を行う。プレゼンテーションは提出された企画提案書等に基づいて実施することとし、企画提案書等がない追加提案等は不可とする。なお、質疑に対する回答は、プレゼンテーション時間内に行うものとし、プレゼンテーション時間外における回答や回答内容の訂正は受け付けない。

また、パワーポイントを利用する場合には、プレゼンテーション審査実施日の1週間前までに申し出ること。なお、その場合の留意事項は、次のとおりとする。

- ・ プレゼンテーション当日は、プロジェクター、ケーブル及びスクリーンのみ市が用意する。(ケーブルはDB9またはHDMI端子)
- ・ 機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間が過ぎた場合は、所要時間を含める。
- ・ 指定した時間に遅れた場合は、失格とする。

オ 審査

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を別に定める採点基準に基づき審査し、合計点が最も高い事業者を受託候補者とする。ただし、合計得点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、見積金額の合計額が廉価である方を受託候補者とし、見積金額の合計額が同額の場合はくじにより決定する。なお、合計点が、委託者が別途定める最低基準点に満たない事業者は選外とする。また、事業者が1者のみの場合でも、合計点が最低基準点を満たすときは、当該事業者を受託候補者とする。

カ 採点基準

選定会議において、下記の基準に基づき採点する。

- ・ 効果的な清掃内容であるか(手法、道具、時間帯、作業時間)
- ・ 特記仕様書と同等またはそれ以上の清掃回数となっているか。
- ・ 統一的かつ安定的な業務品質確保に向けて取り組んでいるか(マニュアル、研修など)
- ・ 本業務に対する適性や専門性があるか(受託実績などの経歴や専門性を具備しているか)
- ・ 提案内容に沿った人員配置になっているか
- ・ 荒天時や従業員の欠勤など非常時のバックアップ体制は採られているか
- ・ 苦情発生時や緊急時の対応体制が万全なものとなっているか(対応責任者や責任体制の明確化)
- ・ 清掃業務以外の美観向上や臭気対策などを行っているか
- ・ 環境問題への取組を行っているか(省エネルギー推進、ごみ減量対策、ISO等の環境マネジメントシステムの認証取得、環境に配慮した製品の使用など)
- ・ 効果的な感染症対策を行っているか
- ・ 積極的に高齢者(65歳以上)や障害者などを雇用し、社会参加の促進に寄与しているか

- ・ 見積金額が適切で、費用対効果に優れているか
- ・ 市内経済活性化に寄与するか
 - ① 事業者が市内事業者または、準市内事業者であるか
 - ② 事業実施に際して市内在住者の雇用を行うか（本事業に従事する全従業員のうち60%以上であるか。）
- ・ 上記の採点基準項目以外で特に優れた提案があるか

キ 結果通知

- ・ 受託候補者については、審査結果(審査点数を含む)を及び受託候補者決定通知メールと書面で通知する。
次点の参加者(以下、次点候補者)については、審査結果(審査点数を含む)を及び次点候補者決定通知をメールと書面で通知する。
- ・ その他の参加者については、審査結果(審査点数を含む)をメールと書面で通知する。
- ・ 受託候補者が本市と契約締結を行い、本委託業務の受託事業者が決定した時点で次点候補者には、事業者決定通知をメールと書面で通知する。
- ・ 参加者の審査点数については、受託事業者が決定した時点で、本市ホームページで公開する。ただし、受託候補者以外の審査点数については参加者名を伏せて公開する。

1.3 契約の締結

- (1) 企画提案の審査により選定された受託候補者は、契約に必要な事項を協議した後、本市の契約手続きを経て、各所管課（公園便所清掃業務委託所管課：公園維持課）、（公衆便所清掃業務委託所管課：業務課）と契約を締結する。
なお、本件については、公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託の両業務について1者が受託するものであり、どちらか一方の業務のみを受託するというものでない。
- (2) 契約にあたっては、受託候補者は改めて公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託の見積書を提出するものとし、企画提案書と併せて提出した両業務の見積書及び内訳書の金額を基に提出すること。
- (3) 協議が調わない場合、受託候補者が契約締結時までに上記7の失格要件に該当していることが判明した場合は、審査の点数により順位づけられた上位の者から順に契約の締結に向けた協議を行うこととする。

1.4 辞退

参加申込書の提出後の辞退については、令和7年1月22日(水)午後5時30分までに、辞退届(様式4号)を提出すること。

- (1) 提出部数
紙の場合は1部とし、データでの提出も可とする。
- (2) 提出方法
・ 紙の場合は、尼崎市都市整備局土木部公園維持課(本庁北館6階)へ持参または郵送

(郵送の場合も提出期限までの必着とする。)

- ・データの場合は、「16 問い合わせ及び書類等提出先」に記載の E-mail アドレス宛に送信するか、電子記録媒体を持参すること。

(メールの場合、必ず電話にて到達確認を行うこと。)

15 その他の留意事項

- (1) 選考、審査の経緯、採点内訳に関する質問には一切応じない。
- (2) 口頭または締切日を過ぎた質問には一切応じない。
- (3) 本市は郵便及び電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- (4) 本プロポーザルに参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において複写することがある。
- (7) 本市から提出された書類及び業務に関して知り得た一切の情報について、第三者に開示し、または漏えいすることを禁止する。なお、契約終了後においても同様とする。
- (8) 公園便所清掃業務委託及び公衆便所清掃業務委託については、令和7年度当初予算の成立を前提に、プロポーザル方式により受託候補者を選定するものであり、事業内容が変更される場合や実施に至らない場合がある。
- (9) 本要項に定めのない事項または計画の変更の必要性もしくは疑義が生じた事項については、本市及び受託者とで協議して処理する。

16 問い合わせ及び書類等提出先

尼崎市都市整備局土木部公園維持課(本庁北館6階)

住 所：〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松1丁目23番1号

電 話：06-6489-6531

FAX：06-6488-8883

e-mail：ama-kouen@city.amagasaki.hyogo.jp

担 当：岩井

以 上